

厚生労働大臣の定める掲示事項

I 入院基本料に関する事項

当院は下記の入院基本料の届出を行っております。

一般病棟入院基本料 1 0 対 1 (一般入院) 第 4 0 1 号

結核病棟入院基本料 1 0 対 1 (結核入院) 第 4 0 1 号

療養病棟入院基本料 1 (療養入院) 第 2 号

看護配置 2 0 対 1 (比率 2 0 % 以上) 看護補助者 2 0 対 1

医療区分 2・3 の患者比率 8 0 % 以上

療養病棟入院基本料 2 (療養入院) 第 2 号

看護配置 2 5 対 1 (比率 2 0 % 以上) 看護補助者 2 対 1

尚、詳細な看護配置等は、各病棟詰所前の掲示をご覧下さい

Ⅱ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、院内感染防止対策、医療安全管理、褥瘡対策、栄養管理体制に係る体制を整備しております。

尚、当院では患者さんの負担による付き添い看護は認めておりません

Ⅲ 入院時食事療養について

当院では入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行い、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食の提供時刻は午後6時以降）、適温で提供しております

又、医師の指示の基に治療食の提供も実施しております。

IV 九州厚生局鹿児島事務所への届出事項

1 基本診察料の施設基準

- | | | | |
|---|--------------|---------|-------------------|
| 1 | 一般病棟入院基本料 | 1 0 対 1 | (一般入院) 第 4 0 1 号 |
| 2 | 結核病棟入院基本料 | 1 0 対 1 | (結核入院) 第 4 0 1 号 |
| 3 | 療養病棟入院基本料 | 1 及び 2 | (療養入院) 第 2 号 |
| 4 | 療養環境加算 | | (療) 第 7 0 号 |
| 5 | 療養病棟療養環境加算 2 | | (療養 2) 第 4 1 号 |
| 6 | 入院時食事療養 (I) | | (食) 第 1 6 号 |
| 7 | 診療録管理体制加算 3 | | (診療録 3) 第 1 6 5 号 |
| 8 | データ提出加算 3 | ロ | (データ提) 第 1 2 3 号 |
| 9 | 救急医療管理加算 | | (救急医療) 第 1 号 |

2 特掲診察料の施設基準

- | | | |
|----|----------------------------|-------------|
| 1 | 薬剤管理指導料 | (薬) 第238号 |
| 2 | 脳血管疾患等リハビリテーション (I) | (脳I) 第61号 |
| 3 | 別添1の「第40」の3の注5に規定する施設基準 | (脳I介) 第7号 |
| 4 | 運動器リハビリテーション (I) | (運I) 第81号 |
| 5 | 別添1の「第40」の3の注5に規定する施設基準 | (運I介) 第11号 |
| 6 | 集団コミュニケーション療法料 | (集コ) 第1号 |
| 7 | がん治療連携指導料 (県下40病院との連携) | (がん指) 第218号 |
| 8 | CT撮影及びMRI撮影 (16列以上) | (C・M) 第431号 |
| 9 | 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 | (胃瘻造) 第10号 |
| 10 | 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 | (胃瘻造嚥) 第3号 |
| 11 | 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) | (外在ベI) 第23号 |
| 12 | 入院ベースアップ評価料26 | (入ベ26) 第1号 |

V 九州厚生局福岡事務所への届出事項

1 法人税法施行規則第6条第4号 厚生労働省発九厚 0707第1号

当院では上記Ⅳの施設基準に適合している旨の届出を九州厚生局鹿児島事務所へ行い、所定の診療報酬を算定しております。

その他、詳しくは医事課職員へご確認下さい。

尚、担当者による医療相談および支援を受けることができます。受付でお申し出下さい。

VI 診療明細書について

当院では医療の透明化と患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

VII 保険外併用療養費に関する事項

医科点数表に規定する回数を超える診療に係る特別の料金

患者さんの希望により、定められた算定上限を超えて疾患別リハビリテーションの個別料金を行う場合は、下記の料金を徴収させていただきます。

疾患別リハビリの区分	料金
脳血管疾患等リハビリテーション	1単位につき 2,450円
運動器リハビリテーション	1単位につき 1,750円

入院期間が180日を超える入院

厚生労働省が定める状態以外の患者さんが、自己の事情により入院される場合は180日を超える日から入院費の一部を負担していただく場合があります

入院料の区分	料金
一般病棟入院基本料10対1	1日につき 1,970円

VIII 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について実費のご負担をお願いしています

項 目	料 金
布おむつ	1枚につき 50円
テレビ使用料（本人持ち込み）	1月につき 1,000円
テレビ使用料	1月につき 2,000円
ラジオ使用料	1月につき 800円
冷蔵庫使用料	1月につき 1,200円
病衣使用料	1日につき 70円
理容及びクリーニング	外部委託
文書料手数料	1,050円～
保険会社等の面談料	5,250円～
カルテ開示等手数料	コピー代及びCD-R実費分

その他、詳しくは受付でご確認ください

IX 介護事業の指定状況

(介護予防) 通所リハビリテーション 定員 37名/日

通常規模の事業所

入浴介助体制

口腔機能向上体制

栄養改善体制

サービス提供体制強化 (I)

介護職員の介護福祉士の割合が40%以上

事業所評価加算

尚、詳細な体制は通所リハビリテーション事業所に掲示してあります

居宅介護支援